

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	食糧援助に関する日本国政府と ジブチ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 H17.3.31まで	H16.4.25 ジブチで (同日)	日本側 平林博在ジブチ大 使 ジブチ側 アリ・アブデイ ・フア外務・国際協力 ・国会関係大臣	H17.3.28 153号
ジブチ	食糧援助に関する日本国政府と ジブチ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 H18.3.31まで	H17.5.8 ジブチで (同日)	日本側 泉聖二郎在ジブチ 大使 ジブチ側 マナムド・アリ ・ユスフ外務・国際協力 大臣代行	H17.6.24 508号
ジブチ	ジブチ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とジブチ共 和国政府との間の交換公文	ジブチの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むジブチの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資 金とジブチの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むジブチの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資 金を贈与すること。	300,000千円 -----	H17.10.27 アデイス アベバ(エ チオピア) で (同日)	日本側 泉聖二郎在ジブチ 大使 (エチオピアにて兼 轄) ジブチ側 イアラヒム・モ ハメド・カミル在エチオ ピア	H17.11.24 1096号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。